

令和8年度学校敷地内における食料品(飲料水含む)の出張販売の募集について

標記について下記のとおり募集いたします。希望される団体の方は申込みをお願いします。

記

- 1 食料品(飲料水含む)の販売について
販売希望の申し出があった団体に対して、業者選定を行い、学校長が適切と認めた場合に校内での販売を承諾する。
- 2 募集团体
世田谷区内で食品の製造及び販売が許可されている団体
- 3 期間
承諾決定後から令和9年3月31日まで
- 4 販売方法及び条件
 - (1) 消費期限内のパン及び菓子類の販売を校内の敷地を用いて月1回程度販売する。
 - (2) 販売対象者は教職員及び保護者等の来校者を想定している。児童・生徒への販売は行わない。
 - (3) 販売時間は、教職員の休憩時間15時45分から16時30分までの(45分間)に限る等、学校長が定めた時間内とする。
 - (4) 販売場所は、学校長が定めるものとする。
 - (5) 固定設備の設置は認めない。
 - (6) 販売品目は、パン、弁当(米飯類)、牛乳、清涼飲料水等とする。
 - (7) 販売価格については、学校長と協議の上、定めること。
 - (8) その他出張販売についての必要な事項については、学校長の指示に従うこと。
- 5 希望申請について
下記担当まで電話連絡の上、別紙「出張販売承諾願」により申請する。
申請期間は令和8年3月9日(月)から3月19日(木)までとする。
- 6 その他
御不明点等は下記担当までお問い合わせください。

【連絡先】

電 話	03-3300-6235
副 校 長	月崎 泰照 (視覚障害教育部門)
副 校 長	堀越 貴美子 (知的障害教育部門)
担 当	藤野 絵里子